



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課）…………… 1
- 道路の区域の変更（道路管理課）…………… 1
- 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課）…………… 2

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定（畜産研究センター）…………… 2
- 大規模小売店舗の新設の届出（国際物流商業課）…………… 3

告 示

沖縄県告示第653号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、増原地区県営土地改良事業（農業用排水施設・区画整理）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成26年12月17日から平成27年1月22日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第654号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成26年12月16日から平成27年1月6日まで一般の縦覧に供する。

平成26年12月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 名護運天港線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市字屋部1248番1から 名護市字屋部1243番1まで	14.5m ～ 19.6m	97.6m
	名護市字旭川29番から	11.6m ～ 17.6m	75.9m

	名護市字旭川33番1まで		
新	名護市字屋部1248番1から 名護市字屋部1243番1まで	23.1m ~ 74.7m	97.6m
	名護市字旭川29番から 名護市字旭川33番1まで	11.6m ~ 39.1m	75.9m

沖縄県告示第655号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年12月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
渡嘉敷(1)	渡嘉敷村字渡嘉敷の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び渡嘉敷村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
渡嘉敷(2)	渡嘉敷村字渡嘉敷の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び渡嘉敷村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
渡嘉敷(3)	渡嘉敷村字渡嘉敷の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び渡嘉敷村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
渡嘉敷(4)	渡嘉敷村字渡嘉敷の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び渡嘉敷村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
阿波連	渡嘉敷村字阿波連の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び渡嘉敷村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
渡嘉敷353-A 38-04	渡嘉敷村字渡嘉敷の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び渡嘉敷村役場において縦覧に供する。）	土石流
渡嘉敷353-A 38-06	渡嘉敷村字渡嘉敷の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び渡嘉敷村役場において縦覧に供する。）	土石流

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成26年12月16日

沖縄県畜産研究センター所長 守 川 信 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 旨味成分分析装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県畜産研究センター 今帰仁村字諸志2009番地5
- 3 落札者を決定した日 平成26年10月30日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社エル・エム・エス沖縄営業所 沖縄県宜野湾市字愛知3番地7の55
- 5 落札金額 31,752,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 入札の公告を行った日 平成26年9月19日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成26年12月16日から平成27年4月16日までの間、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び久米島町産業振興課において縦覧に供する。

平成26年12月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 届出年月日 平成26年10月31日

2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグストアモリ久米島店 久米島町字比嘉島の前原95番1ほか
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドラッグストアモリ 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1 代表取締役 森信
 - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドラッグストアモリ 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1 代表取締役 森信
 - (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成27年7月1日
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,432平方メートル
 - (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 96台
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び久米島町産業振興課において縦覧に供する。）
 - (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 13台
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び久米島町産業振興課において縦覧に供する。）
 - (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 23.1平方メートル
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び久米島町産業振興課において縦覧に供する。）
 - (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 4.56立方メートル
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び久米島町産業振興課において縦覧に供する。）
 - (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前10時、閉店時刻 翌日の午前零時
 - (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時30分から翌日の午前零時30分まで
 - (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口2か所、出口2か所、出入口の位置 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び久米島町産業振興課において縦覧に供する。）
 - (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前9時30分から午後7時まで
- 3 意見書の提出方法及び提出期限
- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流商業課に提出すること。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--